

# 女性に優しくない トラブル

Trouble that doesn't gallant to ladies

弁護士・山田森一

Profile: 山田森一(やまだもりかず)。第一東京弁護士会に所属する現役の弁護士。法律に関する書籍や、政治、経済、人生読本など著書多数。現在は、北の丸総合法律事務所に籍を置き民事を中心に活躍す。

## 第42回：宝くじ当選金

山田先生、こんにちは。いつも母が買っている「ジュール」を楽しく読んでいます。先生のコラム、本当におもしろいです。実はわたしも買った宝くじが当たったんです。ビックリ！1等の一千円です。とっても嬉しかったのですが、問題が起きました。わたしのお金で買ったのに、母が、未成年だから受け取れない、わたしが交換して来ると言ったら、母が「あなたにはまだ早いから預かる」と言って取ってしまったんです。

こんなのがありますか？  
(超ムカついている18歳短大生)



## 未成年者に当たった宝くじの当選金は、親に管理する権利がある。

高額当選の場合の換金は、みすほ銀行本支店の窓口で行なわれますが、前述のとおり未成年者の換金を禁じる条文はありません。しかし、親の同意書を求められるようです。

いずれにしても、当選金が貴女のものであることに変わりはありません。

さて、貴女の母親が換金のしたがって、貴女のため以外に使えば、母親でも業務上横領になります。もしも、母



して、その当選金ですが、親権者である母親は、貴女の当選金に対して「財産管理権」を有しています。拒否しても強制的に管理できるのです。

この財産管理権により、貴女に当選金を渡さず、手元に置いておくことができます。ただしこれは、母親が好きに使っていいということではありません。貴女の為に使用者か、貴女の為に保管することができます。

貴女は、まるで横取りされてしまつたように感じ、怒っているようですが、母親の言う通り、法律上は「預かっておく」ということで、貴女が20歳になつたら、返してもらえることになります。

親がそうしていると考えられる場合には、家庭裁判所に母親の親権喪失や停止をしてもらいます。親権喪失や停止をしてもらわなければ、渡してもうつことになります。

親でも、勝手に使える業務上横領です。

うなり、特別代理人を選任してもらい、他の人に財産管理をしてもらえるよう、申し立てることがあります。

こういった手続きをするには、それなりの証拠も必要になってしまいますし、労力も必要です。母親が勝手に使つているという確証がない限り、母親を信じ、その時が来るまで待ちましょう。

貴女が使いたい場合、母親がその使い道を妥当だと考えれば、渡してもうつことになります。

貴女は、まるで横取りされてしまつたように感じ、怒っているようですが、母親の言う通り、法律上は「預かっておく」ということで、貴女が20歳になつたら、返してもらえることになります。

実際に、大人でも一千万円という大金を持てば、無駄使



イラスト／ふじや奈央

## 山田先生に聞いてみたい!!

法律に関する質問や疑問を受けつけます。編集部「山田森一先生の女性に優しくないトラブル」係までお送りください。

まずは、宝くじの高額当選、おめでとうございます。法的には、その当選金、間違いなく貴女のものです。

宝くじの売買や換金に関しでは、当せん金付証票法(宝くじ法とも呼ばれる)という法律で定められています。この中に、未成年の購入、換金を制限する条文はありません。

但し民法は、未成年者の法規定されています。親が取り消すことができる、親の代理権として受領したのか? それとも、母親自身が当選したとして受領したのかです。

万一、母親が自分のものだと言い張れば、貴女のものだと証明し、取り戻さなくてはなりません。

その問題をクリアできたと際、当選したのは貴女で、母親を代理受領者として受領したのか? それとも、母親自身が当選したとして受領したのかです。

親が自分で使うために貴女から取つてしまつたとなると、これは大変です。少なくとも、母親には、貴女の財産を管理する権利と義務があります。

法律行為には、親権者の同意が必要で、同意のない法律行為は取り消すことができます。

宝くじの購入は、売買行為という法律行為なので、親が反対すれば、取り消すことができるになります。その意味から、未成年者への販売を行わない、決められています。宝くじ売り場もあります。